

「OCN ニコニコ動画プレミアム」利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「OCNニコニコ動画プレミアム」利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、OCNニコニコ動画プレミアムを提供します。

2 OCNニコニコ動画プレミアムに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間における OCN ニコニコ動画プレミアムのご利用に係る条件について適用します。

2 当社が OCN ニコニコ動画プレミアムの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する OCN ニコニコ動画プレミアムの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 第5条に定める niconico 及びニコニコポイントのご利用については、下記の利用規約(以下総称して「niconico 利用規約」といいます)に規定されるご利用条件が適用されます。

◆niconico

niconico 利用規約

<<https://account.nicovideo.jp/rules/account>>

◆ニコニコポイント：

ニコニコポイント利用規約

<<http://point.nicovideo.jp/index/static/rules/>>

4 本規約と niconico 利用規約の内容に齟齬が生じた場合、本規約の内容が優先するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りのない限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)において、本規約を公表します。

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 OCN ニコニコ動画プレミアム	当社が、株式会社ドワンゴ及び株式会社ドワンゴの関連会社（以下「ドワンゴ」といいます。）が提供するサービス(以下「niconico」といいます)について、有料会員(以下、「ニコニコプレミアム会

	員」といいます)として登録する為のプレミアムシリアルチケットを提供するサービス
2 プレミアムシリアルチケット	1のダウンロードアカウント(niconico利用規約に規定するアカウントをいいます。)につき、当社が指定するニコニコプレミアム会員の登録に必要な16桁の英数字
3 OCNニコニコ動画プレミアム契約	当社からOCNニコニコ動画プレミアムの提供を受けるための契約
4 ニコニコポイント	niconicoにおいて有料サービス・商品等を購入する際の購入代金に充当することができる、契約者にダウンロードから付与されるポイント
5 第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約 但し、 第2種オープンコンピュータ通信網サービスは次に掲げるものに限り、 (1) タイプ1のコース1(プラン8に限り、)、タイプ6のコース3、タイプ6-3のコース1のメニュー1(プラン1に限り、) (2) タイプ3のコース1のメニュー1(プラン1からプラン6に限り、)、コース2、コース3又はタイプ8のコース1、コース3のものであって、定期利用の適用を受けたもの (3) タイプ8のコース2 (4) OCN光withフレッツ利用規約のタイプ1又はタイプ2のものであって、定期利用の適用を受けたもの
6 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
7 契約者識別符号	第2種契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第2種契約に基づいて当社が第2種契約者に割り当てるもの

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、第2種契約において提供される1の契約者識別符号につき、1のOCNニコニコ動画プレミアムを提供します。

(契約の利用申込)

第7条 OCNニコニコ動画プレミアムの申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、電話またはWebサイトにより申込みいただきます。

2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

(利用申込の承諾)

第8条 当社は、OCNニコニコ動画プレミアムの申込みがあった場合には、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当する場合、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) OCNニコニコ動画プレミアムの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を提出したとき。
- (2) OCNニコニコ動画プレミアムの申込みをした者が、OCNニコニコ動画プレミアムまたはその

他当社が提供するサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) OCNニコニコ動画プレミアムの申込みをした者が、OCNニコニコ動画プレミアム又はその他当社が提供するサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) OCNニコニコ動画プレミアムの申込みをした者が、第2種契約者と異なるとき。
- (5) OCNニコニコ動画プレミアムの申込をした者が、当社が定めるニコニコ動画プレミアムキャンペーン利用規約の契約者と同一であるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(届出事項の変更)

第9条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続又は法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、承継・改称届にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(OCNニコニコ動画プレミアム契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第11条 契約者がOCNニコニコ動画プレミアム契約に基づいてOCNニコニコ動画プレミアムの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行うOCNニコニコ動画プレミアム契約の解除)

第12条 契約者は、OCNニコニコ動画プレミアムを解除又はダウンゴアカウントを削除しようとするときは、そのことをあらかじめ電話により通知していただきます。

(当社が行うOCNニコニコ動画プレミアム契約の解除)

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、OCNニコニコ動画プレミアム契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 本規約の第18条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) OCNニコニコ動画プレミアムの契約の条件となる第2種契約又はI P通信網サービス契約約款に規定する定期利用の適用が解除されたとき。
- (5) 契約者のダウンゴアカウントが削除されたとき。
- (6) 前4号のほか、ダウンゴのniconico利用規約又はニコニコポイント利用規約の規定に違反したとき。

2 当社は、第1項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第14条 契約者は、OCNニコニコ動画プレミアムの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、OCNニコニコ動画プレミアム契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。ただし、OCNニコニコ

動画プレミアムの提供の開始があった日と OCN ニコニコ動画プレミアム契約の解除があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月に係る料金に相当する額について支払いを要します。なお、この料金は料金表通則に規定する計算方法により計算するものとします。

2 契約者は次の場合を除き、前項に規定する料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、OCN ニコニコ動画プレミアムに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金(料金表第1表に規定する料金を言います)の日割り額の合計額
2 当社の故意又は重大な過失により、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(OCN ニコニコ動画プレミアムに係るものに限ります)を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する料金(料金表第1表に規定する料金を言います)

※上記は、OCN ニコニコ動画プレミアムの契約にのみ適用されます。

第4章 損害賠償等

(責任の制限)

第15条 当社はOCN ニコニコ動画プレミアム契約に関連して当社の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、料金表第1表に規定する料金の1か月分を限度として、契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。但し、故意又は重大な過失によるもの場合は、この限りではありません。

(免責)

第16条 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます

2 当社は本規約前条に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、OCN ニコニコ動画プレミアムの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3 ドワンゴが提供する niconico 及びニコニコポイントについて、当社は責任を負わないものとします。

第5章 雑則

(OCN ニコニコ動画プレミアムの廃止)

第17条 当社は、OCN ニコニコ動画プレミアムの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による OCN ニコニコ動画プレミアムの一部又は全部の廃止があったときは、その OCN ニコニコ動画プレミアムの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、OCN ニコニコ動画プレミアムの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により OCN ニコニコ動画プレミアムの一部又は全部を廃止しようとする

るときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者の義務)

第 18 条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - (2) OCNニコニコ動画プレミアムによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざんし、又は消去する行為をしないこと
 - (3) 第三者になりすましてOCNニコニコ動画プレミアムを利用する行為をしないこと。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無制限でアクセスし、その利用又は通常に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 利用申込みの際又はその後当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を電話またはWebサイトにより届け出ること。
 - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、OCNニコニコ動画プレミアムの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (9) 前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと
- 2 契約者は、前項の規定に違反して契約者が善良な管理者の注意をもって使用または管理しないことにより OCN ニコニコ動画プレミアムに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、当社から割り当てられたプレミアムシリアルチケットを管理する責任を負うものとします。契約者が善良な管理者の注意をもって使用または管理しないことにより第三者がプレミアムシリアルチケットを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなし、契約者がその責任を負うものとします。
- 5 契約者が前項の規定に違反して OCN ニコニコ動画プレミアムに係る当社の業務遂行又は著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は必要な措置をとる場合があります。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第 19 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 当社は、OCN ニコニコ動画プレミアムの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取

扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含みます)を受けたときは当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>) に定める手数料の支払いを要します。
- 4 OCN ニコニコ動画プレミアムの提供にあたり、契約者は、当社が取得した個人情報の一部をドワンゴに対し通知する場合があることについて同意していただきます。

(紛争の解決)

第21条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとします。

- 2 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- 3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、以下に規定する通り OCN ニコニコ動画プレミアムの料金を計算することとします。
 - (1) 当社は、ユーザがその契約に基づき支払う料金は料金月(1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします)に従って計算します。
 - (2) 当社は、料金を日割りしません。ただし、第14条2項の表に規定する場合に該当した場合に限り料金を利用日数に応じて日割りします。
 - (3) 料金の日割りは料金月の日数により行います。この場合、第14条2項に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
 - (4) 当社は、当社の業務上やむを得ない場合は、(1)に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
 - (5) OCNニコニコ動画プレミアムの提供を開始した日を含む料金月の料金は適用しません。
 - (6) OCNニコニコ動画プレミアム契約の解除があった日を含む料金月の料金は日割りしません。

(料金の請求方法)

- 2 当社は、第1表に規定する料金については、本契約に係る第2種契約と合わせて請求することとします。

第1表

(料金)

月額利用料 500円(税込550円)

附 則（平成25年9月3日 NSオ300195）
（実施期日）

本規約は、平成25年9月4日から実施します。

附 則（平成26年3月25日 NSク300337）
（実施期日）

- 1 本規約は、平成26年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和元年8月29日 NS企00537096）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和元年11月25日 NS企00571454）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年12月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和2年2月27日 NSク00609824）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。ただし、第19条（契約者に対する通知）の規定は、令和2年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。